

第6章 文化財の保存・活用の推進体制等

1 本市の推進体制

(1) 文化財保護主管課

本市の文化財保護事務は、教育委員会事務局生涯学習部文化財課において主管しています。文化財課には3つの担当を設置し、庶務・有形文化財担当が有形文化財・無形文化財・民俗文化財・伝統的建造物群・文化的景観の保存と活用に関すること、史跡・埋蔵文化財担当が記念物・埋蔵文化財に関すること、収蔵品修復・計画調整担当が令和元年東日本台風による川崎市市民ミュージアムの浸水被害で被災した考古資料の再整理や修復、新たなミュージアムに関する調整の一部を担っています。

また、教育委員会事務局所管の博物館施設として、川崎市立日本民家園、川崎市青少年科学館が設置されており、それぞれの館の設置目的に沿って資料の収集保管・調査研究・展示普及の活動を行っています。

表18 文化財保護主管課一覧

文化財保護主管課		主な業務内容
教育委員会 事務局	生涯学習部文化財課	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の調査、資料の収集、保存及び活用に関すること ・文化財審議会に関すること ・橘樹官衙遺跡群調査整備委員会に関すること ・文化財関係団体に関すること ・地名資料の収集及び活用に関すること(地名資料室) ・日本民家園及び青少年科学館に関すること ・博物館の登録等に関すること <p>【職員数】12名 課長 1名 庶務・有形文化財担当 3名 史跡・埋蔵文化財担当 5名 [うち学芸員(考古) 5名] 収蔵品修復・計画調整 3名 [うち学芸員(考古) 2名]</p>
	川崎市立日本民家園	<p>古民家及び伝統的生活文化の調査研究・保存・展示活用</p> <p>【職員数】6名 園長 1名 庶務・学芸担当 4名[うち学芸員(民俗) 1名] 建築担当 1名[文化財建造物修理主任技術者]</p>
	川崎市青少年科学館 (かわさき宙と緑の科学館)	<ul style="list-style-type: none"> ・科学館資料の収集・保管・展示・調査研究・教育普及 ・天然記念物分野の文化財の調査研究・保護 <p>【職員数】7名 館長 1名 天文担当 2名(うち学芸員 2名) 自然担当 2名(うち学芸員 1名) 科学普及・学校支援 1名 管理担当 1名</p>

(2) 附属機関

ア 川崎市文化財審議会

文化財の指定又はその保持者の認定並びに指定又は認定の解除、現状の変更その他必要と認められる事項について、教育委員会の諮問に応ずる（川崎市文化財保護条例）とされ、文化財の保存や活用に関し指導や助言を行っています。

委員の構成は 10 人で、各分野の文化財の専門家から構成されています。

イ 川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会

川崎市附属機関設置条例により、国史跡橘樹官衙遺跡群の調査、保存、整備及び管理に関する事項に関して調査審議するため、設置されています。10 人以内の学識経験者から構成され、調査部会と整備部会の 2 部会があります。

ウ 川崎市社会教育委員会議日本民家園部会・青少年科学館部会

川崎市社会教育委員会議規則に基づき、社会教育施設の円滑な運営のため教育委員会が設置した社会教育委員会議の専門部会で、施設の運営に関し、意見を述べるとともに、事業評価を行っています。施設毎に、市内に設置された学校の教育職員、市内の社会教育関係団体等から推薦された者、各施設の扱う領域に関する知識・経験を有する市民、学識経験者、市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者の 10 人以内で構成されています。

(3) 川崎市文化財保護活用計画推進会議

文化財の保存・活用によるまちづくりを目指し、「川崎市文化財保護活用計画」を推進するため、庁内関係部局の職員を構成員とし、平成 27(2015)年度に設置しました。令和 4(2022)年度からは本計画作成に係る必要事項の調整を行ってきました。本計画の作成後は、市域の文化財や文化財の保存・活用に係る取組等の情報を共有し、計画の推進を図ります。

(4) 市役所内関係部局や市関係団体

本市の文化財行政に関する関係部局や市関係団体は主に次の表のとおりです。

表 19 庁内関連部署一覧

庁内組織・関連部署		主な連携内容
総務企画局	シテイプロモーション推進室	文化財にかかわる広報活動
	公共施設総合調整室	資産マネジメント
	川崎市公文書館	歴史的公文書等の収集、保存及び情報提供 歴史資料を教材とした各種講座・講演会の開催
市民文化局	川崎市平和館	戦災や復興に関する資料の保存・活用
	市民文化振興室	文化振興、新たなミュージアムの設置にむけた検討
	川崎市市民ミュージアム	文化財・美術品の収蔵・展示・調査研究
経済労働局	観光・地域活力推進部	産業遺産・文化財の観光分野への活用
まちづくり局	計画部 景観・地区まちづくり支援担当 施設整備部	景観計画 史跡の復元建物建築・古民家の耐震補強・補修工事
建設緑政局	緑政部 道路河川整備部 河川課	公園・特別緑地保全地区等の維持管理、史跡の整備 ニヶ領用水・川崎河港水門の保存管理
消防局		文化財の防災
各区役所	川崎区役所まちづくり推進部 企画課・地域振興課・生涯学習支援課	文化財を含む地域資源を生かした地域づくり・まちづくり
	幸区役所区まちづくり推進部 企画課・地域振興課・生涯学習支援課	
	中原区役所まちづくり推進部 企画課・地域振興課・生涯学習支援課	
	高津区役所まちづくり推進部 企画課・地域振興課・生涯学習推進課	
	宮前区役所まちづくり推進部 企画課・地域振興課・生涯学習支援課	
	多摩区役所まちづくり推進部 企画課・地域振興課・生涯学習支援課	
	麻生区役所まちづくり推進部 企画課・地域振興課・生涯学習支援課	
	危機管理本部危機管理室	
教育委員会事務局 教育政策室 生涯学習部 総合教育センター	文化財の保存・活用に係る学校・社会教育施設・市民の生涯学習との連携等	

表 20 市関係団体一覧

附属機関等・市関係施設・団体	主な連携内容
川崎市社会教育委員会議	文化財の活用や担い手の情報共有、意見の聴取
川崎市文化芸術振興会議	文化芸術振興計画との文化財関連の連携
地域の歴史文化発信拠点(大山街道ふるさと館・東海道 かわさき宿交流館・川崎浮世絵ギャラリー等)	地域や施設の特性を生かした文化財の保存・活用
川崎市生涯学習財団	文化財にかかわる学習活動の実施、支援
川崎市文化財団	歴史ガイドパネルの設置・管理
川崎市観光協会連合会	市域の観光における文化財の活用

(5) 国、神奈川県、関連自治体との連携

神奈川県教育委員会は令和元（2019）年11月に「神奈川県文化財保存活用大綱」を文化財保護法第183条の2に基づき策定しました。神奈川県が主体となって実施している複数の市町村及び県外にまたがる広域的な取組等について連携していきます。

また、神奈川県内では、県・市町村文化財保護行政主管課長会議や担当者会議、埋蔵文化財や民俗文化財等分野ごとの会議等が行われており、情報交換の場となっています。

国指定・登録文化財の保存・活用に際しては、その取扱について文化庁の文化財調査官に助言や指導を仰ぎ、適切に行います。国や県の指定文化財の所有者や事業者に対しては国や県とともに助言を行うとともに、補助制度の活用等について支援します。

関係機関(国や県等)	文化庁
	独立行政法人国立文化財機構 文化財防災センター
	神奈川県文化財部局
	県立図書館、県立金沢文庫、県立近代美術館、県立歴史博物館、県立生命の星・地球博物館、県埋蔵文化財センター
	神奈川県博物館協会
その他自治体	政令指定都市や歴史文化の交流のある市町村
	災害発生時に協働して文化財の確認作業に取り組む周辺市町村

2 市民との連携

多様な主体による地域総がかりで文化財を保存・活用し、円滑に本計画を進めていくため、文化財所有者・管理者、市民、市民団体と連携します。

文化財の所有者・管理者	寺社、個人、団体(文化財保存会・継承団体等) 等
市民団体	文化財ボランティア、川崎市民俗芸能保存協会、史跡保存会、文化財関連団体
	町内会、自治会
	社会教育団体、家庭教育団体

また、「(4)-2 市民参加型の保護活用体制の構築」のため、次の取組を進めます。

ア 文化財の保存・活用に係る活動の情報収集・発信

文化財の所有者、文化財関連団体、市民団体、企業、大学等教育研究機関等が行っている文化財を保存し活用する活動や活動団体について、庁内外の関係者の協力を得ながら、今後の連携を目指して把握を進めます。

文化財の保存・活用に関わる活動をより多くの人々が知り、参加できるよう、情報発信を進めます。

イ 人材育成の支援・人材交流

文化財の保存・活用に係る活動を行う団体の人材育成について、職員の派遣や専門家の紹介等により支援するとともに、団体がもつスキルや知識が活用できる場の提供を進めます。文化財以外の分野で活動する団体が、その活動で利用できるような文化財の情報を提供することで、文化財の保存・活用へのより多くの団体・市民の参画を図ります。

ウ 文化財情報の収集・発信に向けた仕組みづくりの検討

身近な文化財の現状や民俗芸能の開催状況等の情報を、デジタルツール等を活用して広く市民の協力を得ながら収集し、適切な情報発信を行えるような仕組みづくりの検討を進めます。

3 教育・研究機関、企業との連携

将来にわたって文化財を保存・活用するためには、若い世代に文化財に関する関心をもってもらい、価値を共有することが必要です。地域学習等での活用にもむけ、学校と積極的に連携を図ります。

文化財の保存・活用には、調査研究を欠かすことができません。多分野にわたる文化財の調査・研究を適切に行うには、博物館や大学等と連携をとり専門家の指導や助言を得ながら実施する必要があります。

また、本市の特性を踏まえ、企業の理解や協力を得ながら文化財の保存・活用を図ります。

市内学校	小・中学校、高校
教育・研究機関	博物館、市民館、図書館、大学等
企業	市施設の指定管理者、市内に立地する企業

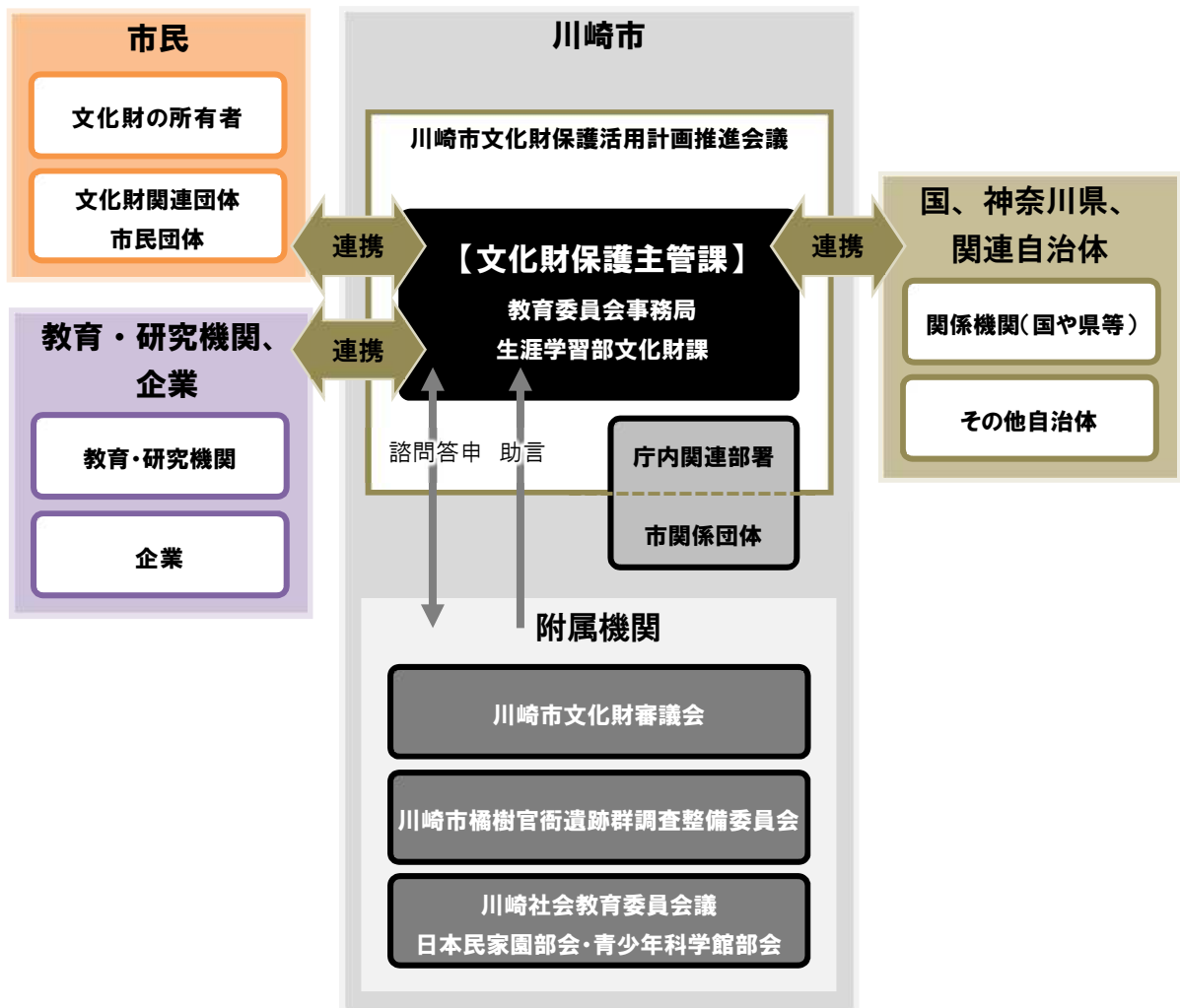


図 30 川崎市における文化財の保存・活用の推進体制

4 計画の進行管理と評価

本計画に基づく取組を進行管理する手法として、PDCA サイクルを確立していきます。PDCA サイクルの運用にあつては、文化財の保存・活用の4つの基本方針毎に設定した目標値の達成度や個別の取組の実行状況を点検し、毎年度自己評価を行い、川崎市文化財審議会にその結果を報告し、聴取した意見を踏まえて、次年度以降の取組に生かします。

また、川崎市文化財保護活用計画推進会議においては、関係部局や市民団体等の取組について情報共有を図ります。

表 21 指標及び目標値

基本方針	指標	指標の説明	参考値 [R4(2022)]	目標値※ [R7(2025)]	目標値 [R15 (2033)]
(1)文化財の現状把握・調査・研究の強化	指定文化財、地域文化財等の現状把握調査実施件数	職員や文化財調査員による定期的な保存状況を把握する調査の実施件数 【出典：川崎市教育委員会調べ】	41 件	—	50 件以上 ／年
(2)文化財の確実な保存・継承・修理・整備	市内の指定・登録等の文化財及び「川崎市地域文化財顕彰制度」に基づく地域文化財の件数	従来の国・県・市の指定・登録の文化財件数に加え、「川崎市地域文化財顕彰制度」に基づいて顕彰した地域文化財の件数を追加 【出典：川崎市教育委員会調べ】	382 件 (累計)	470 件以上 (累計)	700 件 以上(累計)
(3)文化財の普及と活用の推進	橘樹官衙遺跡群連事業への参加者数	橘樹官衙遺跡群の関連事業への参加者数 【出典：川崎市教育委員会調べ】	496 人	400 人 以上	560 人 以上
(4)文化財の保存・活用の担い手の育成	文化財ボランティアが参加した事業日数	文化財ボランティアが参加した文化財活用事業の延べ日数 【出典：川崎市教育委員会調べ】	28 日	25 日 以上	42 日 以上

※第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第3期実施計画記載の参考指標にある令和7(2025)年度の目標値を記載している。

各事業において著しい遅延や新規に優先すべき事業が発生した場合等は、見直しを図り、統合や廃止を検討し、「計画期間の変更」、「市町村の区域内に存する文化財の保存に影響を与えるおそれのある変更」「地域計画の実施に支障が出るおそれのある変更」が生じた場合は、文化庁長官の変更の認定を受けます。その他、軽微な変更の場合は、その変更の内容について、神奈川県及び文化庁へ情報提供します。